

談 話
---- 金融庁発足に当たって ----

平成 12 年 7 月 3 日

7 月 1 日に、金融監督庁と大蔵省金融企画局が統合され、金融庁が発足した。金融庁においては、その行政の運営に当たって、以下の理念に基づく 6 つの基本的考え方を柱とすることとする。

(理念)

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、その安定と活力の確保が不可欠である。また、金融システムの中核である金融市場は、その本来の機能を発揮するために、利用者が市場の持つ可能性を存分に享受できるよう、また信頼感を持って利用できるよう整備される必要がある。このため金融庁は、安定的で活力ある金融システムの構築と、金融市場の効率性・公正性の確保をその業務の主要課題と位置付け、もって国民の利益の向上や国民経済の発展に資することを目的とする。

金融行政の実施に当たっては、引き続き市場規律と自己責任の原則を基軸とし、金融業務の高度化、国際化等の急速な進展を踏まえ、高い専門能力を保持するとともに、国際的な整合性の確保に努める。その際、預金者、保険契約者、投資者等の利用者の利便性の向上と保護に努める。

また、ルールの一層の明確化及びその迅速かつ厳正な運用を図るほか、政策立案過程及び行政手続の透明性の向上を図り、金融行政を実施する各段階において説明責任を果たすように努める。

金融庁は、制度の企画立案から検査・監督・監視までを一貫して担当するとともに、銀行、保険、証券等の業態を横断的に所管することから、これらの特色を最大限に活かし、金融を取り巻く環境の変化に的確に対応して、機動的かつ整合的な政策の遂行に努める。

(基本的考え方)

1. 安定的で活力ある金融システムの構築

我が国金融システムは、深刻な金融不安発生の経験を踏まえ、その再生と安定に努力してきた結果、概ね安定してきているが、今後の預金等特例措置の終了等を踏まえ、一層の金融システムの安定性の確立を図り、より強固な金融システムを構築する。また、

経済活動の基盤をなす金融システムが国民経済の活性化に資するよう、競争を促進し、活力ある金融システムの構築を図る。さらに、健全な中小企業や次代を担う新規産業等に対して必要な資金供給が円滑に行われたいという事態が生じることがないように、金融の円滑を図り、国民経済の発展に資する。

2. 時代をリードする金融インフラの整備

金融技術や情報通信技術の発達、金融・経済のグローバル化の進展等に伴い、業態間の垣根を越えた多様な金融商品・サービスの開発が急速に進んでいるほか、大量の資金がより利便性の高い金融市場を目指し国境を越えて移動しており、この傾向は今後ますます加速するものと考えられる。このような展望を踏まえ、利用者にとって一層利便性が高く、国際的にみても重要かつ安定的な地位を保持し、ニューミレニアム時代をリードする金融インフラの整備を図る。

3. 利用者保護に配慮した金融のルール整備と適切な運用

多様な金融商品・サービスが普及する中で、利用者が自己責任原則の下で安心して取引を行うための前提として、金融商品・サービスの利用者保護の環境整備を図る。このために、利用者を保護するためのルールの整備と適切な運用を行うとともに、消費者教育の充実を図り、金融商品や金融取引についての国民の理解を増進する。

4. 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底(市場規律と自己責任の原則)

金融庁においても、引き続き、市場規律と自己責任の原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底を目指す。このため、検査・監督・監視の各分野において、金融行政の効率性・実効性の向上を図り、さらなるルールの明確化や行政手続面での整備を行うとともに、広報活動を充実する。

他方、金融機関の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促し、預金者等の自己責任原則の確立を図るため、金融機関のディスクロージャーをより一層推進する。

5. 金融行政の専門性・先見性の向上と体制の整備

金融業務の高度化・複雑化、情報通信技術の発達等の金融環境の激しい変化に迅速かつ的確に対応するため、金融行政における専門性・先見性の向上に努める。このような観点から、金融大学校の設立も視野に入れて職員の研修の充実等を図り、専門知識と幅広い視野を有する人材の育成・確保に努めるとともに、金融行政に係る体制の整備に努める。

6. 外国金融監督当局との連携強化と国際的なルール策定への積極的な貢献

金融機関活動や金融取引の国際化に的確に対応するため、外国金融監督当局との協力関係を緊密化し、情報交換等を促進する。さらに、国際的なリーダーシップを発揮し、国際的なルール策定に積極的に貢献するとともに、世界に向けた情報発信を拡大する。

金融担当大臣談話

— 中央省庁再編に当たって —

平成13年1月6日

中央省庁再編に伴い、内閣機能強化の観点から新設された特命担当大臣として、金融庁所管事項等について掌理することとなった。

金融庁は、昨年7月1日、全体の中央省庁再編に先行して、金融再生委員会におかれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設立された。さらに、本日の中央省庁再編に当たり、改めて内閣府の外局として設置されるとともに、金融再生委員会の廃止に伴い、金融再生委員会が担ってきた破綻処理や資本増強等による金融安定化に向けた役割を引き継ぐこととなった。

金融庁は、金融制度の企画立案機能から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険、証券等の分野の全てを監督する立場(いわゆる Integrated Regulator)として、我が国金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑化を図ることを任務としている。金融庁は、その与えられた役割を的確に遂行することにより、その任務を果たして行く。

我が国金融システムは、金融再生法に基づく破綻金融機関の迅速な処理や早期健全化法に基づく公的資本増強の実施等に加え、金融機関に対する厳正な検査・監督等により、不良債権の処理や金融機関の再編等も進んできていることから、一時期と比較して格段に安定性を取り戻してきている。景気回復の足取りがなお本格化しないこと等から、不良債権残高は横這いで推移しているが、各金融機関は引当など適切な処理を行っており、金融機関の健全性についてかつてのような問題があるわけではない。こうした状況を踏まえつつ、平成14年4月のペイオフ解禁を控えて、さらに揺るぎない金融システムの構築に向けて努力する必要がある。

また、このような金融安定化の努力と並行して、経済活動の基盤をなす金融システムが国民経済の活性化に資するよう、金融システム改革の理念を踏まえ、競争を促進し、活力ある金融システムの構築を図るとともに、国民が多様な金融サービスの便益を安心して享受するための枠組みや、産業に円滑な資金供給を可能とする直接金融市場等を整備していくことが重要である。

さらに、金融技術や情報通信技術の発達、金融・経済のグローバル化の進展等に伴い、業態間の垣根を越えた多様な金融商品・サービスの開発が急速に進んでいるほか、大量の資金がより利便性の高い金融市場を目指し国境を越えて移動しており、この傾向は今後ますます加速するものと考えられる。このような展望を踏まえ、国際的なルールづくりに積極的に貢献するとともに、利用者にとって一層利便性が高く、国際的にも重要かつ安定的な地位を保持し、新世紀をリードする金融インフラの整備を図る必要がある。

今回の中央省庁再編により金融システム全体に対し一元的に責任を持つこととなった金融庁としては、これまで金融再生委員会が積み重ねてきた実績や方針も引き継ぎ、今後とも、安定的で活力ある金融システムを構築し、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の遂行に全力を挙げて取り組んで参りたい。

(以上)